

土地の売買や住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る 登録免許税の税率の軽減措置に関するお知らせ

令和8年度の税制改正により、次の1の登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。

なお、次の2及び3の登録免許税の税率の軽減措置の適用期限は、令和9年3月31日までとなっています。

1 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減（租税特別措置法第72条第1項）

登記の種類	本則	軽減措置 (適用期限：R11.3.31まで)
① 所有権の移転の登記	2.0%	1.5%
② 所有権の信託の登記	0.4%	0.3%

2 住宅用家屋の所有権の保存登記等の税率の軽減（租税特別措置法第72条の2、第73条）

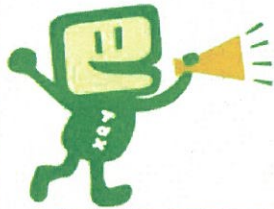
登記の種類	本則	軽減措置 (適用期限：R9.3.31まで)
① 所有権の保存の登記	0.4%	0.15%
② 所有権の移転の登記	2.0%	0.3%

※ 特定の住宅用家屋の所有権の保存登記等については、さらに税率が軽減されます。詳しくは、「[特定の住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置に関するお知らせ](#)」をご覧ください。

3 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減（租税特別措置法第75条）

登記の種類	本則	軽減措置 (適用期限：R9.3.31まで)
抵当権の設定の登記	0.4%	0.1%

(注) 上記2及び3の軽減措置の適用を受けるためには、登記の申請書に住宅用家屋の所在地の市区町村長の証明書（住宅用家屋の床面積が50㎡以上であること等の一定の要件を満たす旨の証明）を添付の上、その住宅用家屋の新築又は取得後1年以内に登記を受けなければなりません。



はじめませんか？キャッシュレス！

毎月の源泉所得税の納付に便利です！

納付までの流れ

Step 1

利用者識別番号及び
暗証番号の準備

Step 2

徴収高計算書の作成

Step 3

納付方法の選択

★ e-Taxの利用が
初めての方は開始
届出書の提出

(税理士に申告を依頼され
ている方は、関与税理士に
必ず確認)

★ e-Tax (web版)
で徴収高計算書(源
泉所得税の納付書)
の内容を入力し送信

ダイレクト納付

インターネットバンキング

スマホアプリ (Pay払い)

クレジットカード

おすすめの納付方法

ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預金
口座から口座引落としにより納付する
方法です。

インターネットバンキング

インターネットバンキングを利用して
納付する方法です。(あらかじめ利用
する金融機関との利用契約が必要です)

※ スマホアプリ・クレジットカード等での納付方法については、国税庁HPをご覧ください。

e-Tax
を使った

キャッシュレス納付



はじめての一步を体験しよう！

体験できること

- 徴収高計算書の作成
- ダイレクト納付(自動ダイレクトを含む。)
- インターネットバンキングによる納付

簡単を体験！！

「源泉所得税のキャッシュレス
納付体験コーナー」で検索



スマホでもできるよ！

パソコン操作や e-Tax に不安のある方に
特におすすめです!!